

平成五年法律第三十八号

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条・第六条）

第三章 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七条）

第四章 地方公共団体の講ずる措置等（第八条・第十条）

第五章 総則（第一条・第二条）

第六章 基本方針等（第三条・第六条）

第七章 國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七条）

第八章 地方公共団体の講ずる措置等（第八条・第十条）

第九章 総則（第一条・第二条）

第十章 総則（第一条・第二条）

第十一章 総則（第一条・第二条）

第十二章 総則（第一条・第二条）

第十三章 総則（第一条・第二条）

第十四章 総則（第一条・第二条）

第十五章 総則（第一条・第二条）

第十六章 総則（第一条・第二条）

第十七章 総則（第一条・第二条）

第十八章 総則（第一条・第二条）

第十九章 総則（第一条・第二条）

第二十章 総則（第一条・第二条）

第二十一章 総則（第一条・第二条）

第二十二章 総則（第一条・第二条）

第二十三章 総則（第一条・第二条）

第二十四章 総則（第一条・第二条）

第二十五章 総則（第一条・第二条）

第二十六章 総則（第一条・第二条）

第二十七章 総則（第一条・第二条）

第二十八章 総則（第一条・第二条）

第二十九章 総則（第一条・第二条）

第三十章 総則（第一条・第二条）

第三十一章 総則（第一条・第二条）

第三十二章 総則（第一条・第二条）

第三十三章 総則（第一条・第二条）

第三十四章 総則（第一条・第二条）

第三十五章 総則（第一条・第二条）

第三十六章 総則（第一条・第二条）

第三十七章 総則（第一条・第二条）

第三十八章 総則（第一条・第二条）

第三十九章 総則（第一条・第二条）

第四十章 総則（第一条・第二条）

第四十一章 総則（第一条・第二条）

第四十二章 総則（第一条・第二条）

第四十三章 総則（第一条・第二条）

第四十四章 総則（第一条・第二条）

第四十五章 総則（第一条・第二条）

第四十六章 総則（第一条・第二条）

第四十七章 総則（第一条・第二条）

第四十八章 総則（第一条・第二条）

第四十九章 総則（第一条・第二条）

第五十章 総則（第一条・第二条）

第五十一章 総則（第一条・第二条）

第五十二章 総則（第一条・第二条）

第一条 この法律は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もつてこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とする。

(目的)

この法律は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もつてこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とする。

(定義)

この法律において「福祉用具」とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人（以下単に「老人」という。）又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るために用具及びこれら者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

厚生労働大臣及び経済産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に

老人（以下単に「老人」という。）又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るために用具及びこれら者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

第三条 基本方針に定める事項

厚生労働大臣及び経済産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に

老人（以下単に「老人」という。）又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るために用具及びこれら者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

第四条 福祉用具の研究開発及び普及の動向に関する事項

厚生労働大臣及び経済産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及の動向に関する事項

厚生労働大臣及び絏済産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及の動向に関する事項

第六条 国は、政令の定めるところにより、福祉用具の研究開発を行つ者に国有の試験研究施設を使用する場合において、福祉用具の研究開発を促進するため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

第七条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進するため、次の業務を行う。

- 一 産業技術の実用化に関する研究開発であつて、福祉用具に係る技術の向上に資するものを助成すること。
- 二 福祉用具に関する産業技術に係る情報の収集及び前号の業務の対象となる者に対する当該情報の提供その他の援助を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

第四章 地方公共団体の講ずる措置等

(市町村の講ずる措置)

市町村は、福祉用具の利用者がその心身の状況及びその置かれている環境に応じて、福祉用具を適切に利用できるよう、福祉用具に関する情報の提供、相談その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県の講ずる措置)

都道府県は、福祉用具に関する情報の提供及び相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うとともに、前条に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(関係機関等との連携)

都道府県及び市町村は、前二条に規定する措置の実施に當たつては、関係機関及び関係団体等との連携に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

(附 则) (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 则) (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 则 (平成一四年一二月一一日法律第一四五五号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十九条まで、第二十六条及び第二十七条並びに附則第六条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行す。

福社用具の利用者の相談に応じて、当該利用者がその心身の状況及びその置かれている環境に応じた福社用具を適切に利用できるよう努めなければならない。

老人福社施設、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設の開設者は、常に、老人及び心身障害者の心身の特性並びに当該施設の入所者等の心身の状況を踏まえ、必要な福社用具の導入に努めなければならない。

(罰則の経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

この附則に規定するものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

百二十二条の規定

（施行期日）公布の日

第二条 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四

条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十

四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費、疗養介護医療費及び基準該当療養介護医療費に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百一十二条（第四十八条第一項の規定を補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百一一条及び第一百十二条（第四十九条第一項の規定を補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第二十六条、第三十三条から第三十六条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から

第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

（罰則の適用に関する経過措置）
この附則の適用に関する経過措置は、政令で定める場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

百二十二条

この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年五月二八日法律第五〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは）を削る部分に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(处分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。